

社会福祉法人 河北会

事業計画書

(平成29年度)

特別養護老人ホームさくらぎの里

さくらぎの里短期入所生活介護事業所

さくらぎの里居宅介護支援事業所

グループホームさくらぎ

法人部門計画

1. 経営方針

(1) はじめに

平成29年度は、平成26年度策定の中期経営計画(3ヵ年)の最終年度を迎え、前年度からの継続事業の進行を図り、更に新年度に予定された事業を実施するとともに、中期経営計画が完了できるよう進捗状況の管理を徹底する重要な年でもあります。

平成29年度から、社会福祉法人制度改革として社会福祉法の改正が施行され、そこでは社会福祉法人に対する社会の要請として、①経営組織のガバナンス強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組みを実施する責務、⑤内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、⑥行政の関与の在り方、以上の社会的要請を達成する必要に迫られ、経営は大きく変化するものと思料する。

当法人は、法人理念に基づき行動し、ビジョンを達成し、経営方針に示している法人の経営課題を具体的に実現していくことにより、この社会からの要請に応えて参りたいと考えております。

そのためにも、中期経営計画の最終年度としての事業をPDCAのサイクルでしっかり実行していくとともに、更に法人が社会的使命を果たすために、事業計画を充実させ、重点項目と基本施策を着実に実施し、経営の安定化を図っていく所存であります。

(2) 社会福祉法人の使命について

当法人は、地域におけるセーフティネットの拠点として、更に社会福祉事業を充実させていくとともに、地域に存在する様々な課題について積極的に取組み、地域の方々を中心として、全ての方々に納得していただける活動をして参ります。

2. 施設整備計画

(1) 質の高いケアの実現と効率的な経営を両立させるため、整備方針の検討に当たっては、ソフト・ハードの両面から検討を進める。

(2) 地域に根ざした施設経営を行うため、当施設圏域の整備計画や地域の福祉ニーズ等を把握するとともに、現状での事業規模では相対的に高コストとならざる得ない状態であり、人員基準等を考慮しても事業規模の拡大が効率的な経営を可能にするものと思料される。しかしながら、施設の経営実態は施設規模から受ける影響も大き

いが、それだけでは表わせない施設毎の固有の因子もあるものと推測されることも踏まえ、新たな事業展開も検討し、計画を策定する。

- (3) 配置計画及び人事考課制度の見直しを一体化して推進し、施設整備等補助金を有効活用する。

3. 職員配置計画

- (1) 利用者が安全・安心な暮らし、また職員が安心して働ける施設を目指し、サービス提供できる体制の充実を図るため、適切な支援及び勤務体制に見直しに努める。
- (2) 介護サービスの質の向上を目指し、介護及び支援の充実を図るため、適切な職員配置の見直しに努める。
- (3) 職員が働きやすい職場環境の構築を目指し、職員個々の負担軽減を図るため、職員構成の見直しに努める。職員構成の見直しに当たっては、定年退職、普通退職等の自然減も考慮しながら、段階的に進めて行くこととする。
- (4) 施設整備計画の変更、介護報酬の改定、制度改正等による収支状況の変化を勘案し計画を推進する。

4. 人材育成と職場環境の確立

- (1) 平成29年度施行の社会福祉法の改正でも「福祉人材の確保の推進」が主要項目となっており、人材確保に向けた取組みを強化していかなければならない。その中でも人材育成が課題であり、職員配置計画に基づき、今後も職員を採用していく計画であり、施設に有為な人材を確保し定着させるとともに、その後の育成、安定した職員確保の観点からも研修制度の充実を図る。また、人材の量的拡大のみならず、質の向上を目指し、職員からの意見も考慮し人材育成について検討を進める。
- (2) 施設実習を積極的に受入れ、実習内容を充実させるとともに様々な機会に施設をPRし、人材確保につなげる。
- (3) 各部署・ユニットで全員参加の会議を定期的で開催して、職員の意思統一を図り、連携を深めていくとともに業務改善に取り組む。
- (4) 管理職による全職員の面接を実施し、相談やアドバイスの機会を設けるとともに、組織体制を見直し、職員が心身ともに充実した働きやすい職場環境を創る。

5. 人事考課制度の見直し

- (1) 人事考課制度は、全職員を対象に実施して、職員一人ひとりのやる気を高めるとともに組織全体を活性化させるための有効手段とし見直しに努める。
- (2) 考課者訓練に取り組み、考課者が一定レベルの評価スキルを身に付け、勤務実績を給与等に適切に反映させる制度に改定し、公正性と納得性を確保できるよう検討を進める。

6. 収益力低下を吸収するための業務効率化とコスト削減に向けた取組み

- (1) 今後も改正による介護報酬引下げの圧力が強まることが予想され、恒常的な収益力の低下の一部は、恒常的な収益力の強化・コスト削減努力により吸収する必要があり、そのために日々の業務の効率化が重要となる。今後は、更に利用者の確保等も含めた営業努力による稼働率の向上、また医療との連携等に努める。
- (2) 開設12年を経過し、近年経年劣化による設備面での修繕箇所が生じていることから、修繕整備を要する項目を整理し優先順位を付け、計画的な修繕を行う。また、利用者、職員による行為等で生じる突発的な修繕については、要因分析と再発防止に向けた取組みを徹底し、突発的修繕を抑制する。
- (3) 光熱費については、近年削減策の効果が表れてきていることから、継続して取り組むこととし、電気料については基本料金の更なる値上げが予想されるため、業者を変更することでデマンド管理を徹底しデマンド値の引下げによる基本料金の節減と効率化に努める。また、施設内の照明設備を全てLED化することを再度検討し、コスト削減を図る。また、不必要な場所、時間帯の消灯や夏季・冬季のエアコン温度設定の徹底した管理を実施する。
- (4) 紙オムツについては、本年度も継続して新入職員等を対象にアドバイザーによる指導を定期的実施し、品質の検証の他、使用量を再度調査することで削減に努める。今後も消耗品等備品についても管理徹底し、更なる削減に努めることとする。
- (5) 設備・機器の正しい使用方法を再確認し、不具合等異常の早期発見と早期報告を職員に徹底する。また、管理者による定期的な見回り点検を実施することにより無駄な経費を節減する。
- (6) 職員にコスト削減意識を持ってもらえるよう、経費全般の節減目標値と「コスト削減強化月間」を設定し施設全体で意識を高める。

7. 重点項目と基本施策

基本項目	重点項目	基本施策
1. 利用者満足、家族の安心、地域の信頼を得るサービス提供	(1) サービスの質の向上	ア.個別ケアの推進 イ.医療的ケア実施体制の整備 ウ.記録の体系化 エ.ユニットケア体制の確立
	(2) 利用者の安全の確保	ア.事故防止対策の強化 イ.危機管理マニュアルの整備 ウ.避難計画の策定
	(3) 地域における公益的な活動	ア.地域の福祉ニーズへの対応

2. 職場環境の確立	(1) 職員確保と人材育成	ア.職員の募集方法と採用試験のあり方 イ.職員研修の充実と資格取得への支援体制の充実
	(2) 働きがいのある職場環境の構築	ア.施設内研修会のあり方 イ.年次有給休暇の取得促進 ウ.職員の健康保持増進対策の推進
3. 透明性、安定性を追及した経営マネジメントの実践	(1) 組織統治と内部統制機能の強化	ア.危機管理の徹底 イ.事業所体制の整備 ウ.福祉サービス第三者評価の継続受審 エ.職種別情報交換会の充実
	(2) 経営マネジメント力の向上	ア.新たな事業展開への早期対応 イ.介護報酬、制度改定への対応

※上記の重点項目及び基本施策の考え方は次のとおりとし、今後毎年度取り組んでいくこととする。

【基本項目】 1. 利用者満足、家族の安心、地域の信頼を得るサービス提供

〈重点項目〉(1) サービスの質の向上

重度高齢者、認知症ケア、看取り介護の支援や医療的ケア等の施設に求められる機能は、ますます高度化・専門化してきている中で、常に良質かつ安全・安心なサービスを提供し、質の向上を図っていくことを目指し、次の基本施策に取り組んでいくこととする。

(基本施策) ア. 個別ケアの推進

福祉サービスのリスクマネジメントの視点から、サービス提供中の事故の多くは、利用者一人ひとりのニーズにあった適切な個別サービスを提供することで、未然に回避できると考えられるので、適切なニーズの把握と利用者一人ひとりの心身の特性に伴うリスクを踏まえたアセスメントを正しく実施して、ケアプランに反映させ、より一層の個別ケアを推進していく。

イ. 医療的ケア実施体制の整備

医療的ケア研修については、引き続き指導担当者の看護師を中心に実地研修を行う。介護職員による喀痰吸引等が医療行為となるため、安全かつ適切に実施できるよう、医療的ケアの実施体制について更に整備を進

めていくこととする。

ウ. 記録の体系化

ケース記録等については、内容を充実させるため、その目的、内容、活用方法、管理方法等のマニュアル化を進めていくとともに、その他の記録簿についてもマニュアル化し、記録の体系化を進めていくこととする。

エ. ユニットケア体制の確立

利用者一人ひとりを大切にされた個別ケアが重要であり、認知症や重度化が進んでも、その人らしさが表現でき尊厳が保たれる生活を保障し、自分の居場所として認識し、穏やかに過ごせる環境づくりを目指す。

ユニットケアが流れ作業的にならず、生活を共にするという意識を高めていくことが必要であり、日常の介護援助の中で利用者のしぐさ等にすぐに気付ける観察力を身につける。そのため、個別ケア及び認知症介護の理解を深めることを目的に実践研修を実施する。また、例年どおり外部のユニットケアリーダー研修（平成28年度1名修了）にも引き続き派遣していくこととする。

(2) 利用者の安全の確保

ア. 事故対策防止の強化

事故防止マニュアルの整備、事故対策委員会の設置等事故防止の体制については、一通り整備してきているが、効果的な原因分析や再発防止策の策定が十分ではない点があり、事故に至った根本的な要因を分析し、その対策を効果的に講じることができるよう、要因分析のスキルアップに取り組んでいく。

イ. 危機管理マニュアルの整備

消防計画、防災マニュアル、夜間防火管理マニュアル、感染症予防マニュアル（感染症発生時の対応マニュアル含む）等について、既存の当該マニュアルを改めて内容の相互点検を行い、より実効性のあるものに見直していくこととする。

ウ. 避難計画の策定

地震、土砂災害等災害時の避難計画について、盛岡市と避難場所の調整等を行い、施設の実情に応じた計画を改めて策定する。また、避難の際の重要書類の持ち出しについて、部署別、重要書類別、担当別等更に具体的

かつ明確化したマニュアルを策定し、災害に対する意識を更に高めていくこととする。

また、地域との連携及び協力体制を確立するため、消防署のみならず、地元の盛岡市消防団第十分団との連携を密にし、災害対策への意識を更に高めていくこととする。

(3) 地域における公益的な活動

ア. 地域の福祉ニーズへの対応

社会情勢の変化により、岩手県における福祉課題は複雑多様化しており、このような状況を踏まえ、平成28年度から社会福祉法人が種別を超えて連携・協力し、制度の狭間にいる方々の自立を支援する新たなセーフティネットを構築するため、「地域公益活動推進事業準備会」を立上げ、当法人の職員が当該事業の相談員として活動し、生活困窮世帯等に対し3件の支援を実施。平成29年度から「I W A T E・あんしんサポート事業」として事業を開始することから、関係機関と連携し支援対象者への経済的支援や各種制度・サービスの利用支援等を行っていくこととする。

また、継続して地域における課題や新たな福祉の需要等を積極的に把握するため、自治体、県・市社協、地域包括支援センター等関係機関との連携を密にし、要介護者とその家族への支援等、地域に対し施設機能を積極的に還元する取組みを進めていく。また、介護福祉専門学校、大学、養成機関等の実習受入れ、地元小・中学校等の福祉体験学習の受入等を通じ、介護福祉人材育成や次世代につながる育成にも積極的に貢献していくこととする。

2. 職場環境の確立

(1) 職員の確保と人材育成

介護業界全体で厳しい雇用環境続く中、職員の確保と人材育成が大きな課題となっており、職員配置計画通りに進まなければ、サービスの質の向上どころか利用者の安全の確保さえままならないことから、次の基本施策に取り組むものである。

ア. 職員の募集方法と採用試験のあり方

職員募集の方法については、ハローワーク等の求人のほか、ホームページでの採用情報の内容の見直し、求職者の感性に訴える内容に更新する。また、学校、専門学校、養成機関等への積極的な実習の受入につ

いてアピールをしていくことで新卒者の採用につなげていく。

採用試験についても、試験内容等のあり方について検討を進めていくこととする。

イ. 職員研修の充実と資格取得への支援体制の強化

一年目の新人職員に対する育成体制として、新人指導担当者を配置して、着実に成果を上げつつあり、職員の資質向上及び定着化にもつながっている。引き続きこの方針は変えないものの、その後の育成と職員確保の観点から、研修制度の更なる充実が必要であるため、研修委員会を主体にした施設内研修の見直し、資格取得に対する支援・評価等のあり方やその他の人材育成方法についても再度検討し、早期に実施していくこととする。

職員一人ひとりについて、基本項目に沿った資格・経験等を考慮し資質向上につながる研修に参加させるため、勤務体制等を考慮しながら、個別研修計画を策定する。また、今まで研修成果について、評価や見直しをしていない実情であるので、出張報告書でのレポート提出のみならず、参加者への考課測定等（自己評価・上司による評価）も実施し、研修に対する費用対効果を明確にしていくこととする。

(2) 働きがいのある職場環境の構築

職員の抱える悩みや不安をできる限り解消し、職員の満足度を高めることで仕事に対するやりがいを感じさせることが、より良いサービスの提供につながるものと考え、次の基本施策に取り組むこととする。

ア. 施設内研修会のあり方

平成28年度から、施設内外で実施される研修を「施設内研修」の一環として系統的、一体的に実施することで全職員が参加し質の向上に努めることが出来た。今後も引き続き、職場における主体的取組を促すとともに、実践内容を施設内で情報共有していき、職員の質の向上や職場の活性化、施設全体の強化につなげていく。また、ベテラン職員の経験的知識や知的ノウハウを知的資産として伝承していくことで個人及び組織の力量を高め、今後の取組意欲の向上につなげるためにも計画的に進めていくこととする。

イ. 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得については、現状を分析し、工夫と改善を行い、取得しやすい環境づくりを構築する必要がある。今後は、自己研鑽のための

研修参加や資格取得のための休暇利用等、休暇のあり方について各部署の職員の声を聞きながら検討していくこととする。

ウ. 職員の健康保持増進対策の推進～「ストレスチェックの実施」

職員の健康の保持増進には、自助努力も重要であるが、労働環境の中で自身の力では取り除けない健康障害要因やストレス要因等が、存在している。

現在、健康保持増進の具体的措置として健康診断を実施しており、今後も継続していくが、職場での人間関係等によるストレスに対しては、昨年から産業医を選任・配置し、「ストレスチェック」を実施、来年度は実施時期を早めてケアが必要な職員に対しては、産業医による面接指導を実施することで、引き続きメンタルヘルスカアを充実させ、精神的負担の軽減を図っていく。職員の抱える様々な悩みや不安をできる限り解消し、心身の健康維持のための仕組みづくりを管理者中心に職員の声を聞きながら検討していくこととする。また、夜勤業務を含めた業務の検証を行い、適切な勤務形態と適正な人員配置を検討する。

3. 透明性、安定性を追及した経営マネジメントの実践

(1) 組織統治と内部統制機能の強化

ア. 危機管理の徹底

危機管理においては、初動態勢の確立が極めて重要であり、「まず報告、悪い情報ほどすぐ報告、迷わず報告」を情報連絡の合言葉として徹底し、危機管理意識の向上に継続して取り組んでいく。

イ. 事業所体制の整備

現在の施設の職員体制は、事業収支状況を勘案してのものでもあるが、十分なけん制機能が働かない、後任の人材が育たない等の問題も多いのが現状である。今後は財務状況、管理者の運営面での関わり、職種関連携等を考慮しながら、職員体制の見直しについて検討する。また、管理栄養士や機能訓練士等1人で業務を行う職種についても同様であるため、業務分担や業務連携のあり方、組織体制について検討する。

ウ. 福祉サービス第三者評価の継続受審

平成26年度(9月受審)に初めて福祉サービス第三者評価を受審し、これまでの法人並びに施設運営について、まずは自己評価による現状

の把握と問題点を抽出することで意識改革の効果がみられた。課題となる事項については、優先順位を付け、既に着手しているものの、評価受審によって明らかになった問題点を定期的な研修会、勉強会を通じて組織全体の資質向上につなげる。

平成28年度に継続受審予定であったが、受審機関との調整がつかなかったことから、平成29年度の受審に向けて調整を図っていくこととする。引き続き施設内で第三者評価委員会が中心となり、問題点の要因分析、改善策の策定等早期の改善に向け取り組んでいく。

事業の透明性を高め、情報開示することで利用者のサービス選択に役立てるとともに、今後問題点を改善していくことで、評価結果の情報開示により、マーケティング戦略としていく。

エ. 職種別情報交換会の充実

組織体制として、様々な職種があり、職務内容も多岐にわたるため、職務に直結した職種別研修の実施も必要であるが、当面は職種別情報交換会として相互の業務の進め方等情報交換し、事務処理の効率化と標準化を図っていくことで職種別研修の実施に結び付けていく。

(2) 経営マネジメント力の向上

平成29年度の社会福祉法人制度改革や平成30年度の介護報酬の改定及び第7期介護保険事業計画の施行で、より一層経営環境がめまぐるしく変化して行く中で正確な情報を早期に収集し、十分に分析した上で有効な対応策を講じていかなければならないため、次の基本施策に取り組んでいく。

ア. 事業展開への早期対応

平成28年度は、7月1日に「グループホームさくらぎ」が開所し、早期に軌道に乗せるため、開所前からの運営準備、稼働後の管理を徹底したが、利用者の満床となるまで若干時間を要したこともあり、当初の事業計画を下回る実績となった。しかしながら、人員等施設運営体制は確立しつつあることから、今後更なる安定経営を目指していく。

今後の法人の事業展開を見極めるため、盛岡市及び各市町が定める計画等の分析を進めるとともに、各自治体・関係機関との情報交換を密にし、既存の事業の枠組みにとらわれない更なる事業展開について、引続き事業推進委員会を中心に継続して協議・検討していくこととする。また、他の法人・施設の動向についても常時把握するため、定期的に施

設見学等による訪問を実施し、新たな事業展開につなげていくこととする。

イ. 介護報酬、制度改定への対応

平成27年4月に施行された介護報酬の改定が、経営状況に大きく影響した。更に平成30年度には、介護報酬の改定と第7期介護保険事業計画がスタートする予定であり、今後の介護施策において大きな節目となることが予想される。法人として、将来的な資金計画の見通しを立てながら、新たな事業展開を含め、施設整備計画を必要に応じて行っていく。

また、今後制度改正についても、情報を逸早く収集できるよう、行政機関や他の法人と連絡を密にし、サービス内容の見直しや運営規程、重要事項説明書等契約関係書類の見直しの準備を順次進めていくとともに課題についても情報共有し改善に取り組んでいく。

8. 理事会、評議員会開催計画

【社会福祉法人制度改革施行に向けた決算関係スケジュール】

期間	月日(参考)	主要項目
毎 会 計 年 度 終 了 後 3 箇 月 以 内	3月31日	○決算期
	5月10日	〈監事への提出〉 ○事業報告等(事業報告及びその付属明細書)の提出 ○計算関係書類及び財産目録の提出
		○監事監査の実施 ・監査報告の作成
	5月29日	○監査報告の提出
	5月31日	○理事会の開催(旧役員による)※招集通知は1週間前 ・事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・定時評議員会の日時・場所・議題等(決算・新役員・報酬基準等)の決定 ※社会福祉充実残額がある場合、社会福祉充実計画の承認も併せて必要
	6月1日	○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
	6月1日	○定時評議員会の招集通知の発出 (計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供)
	6月16日	○定時評議員会の開催 ・計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・新役員の選任、報酬基準の承認等 ※社会福祉充実残額がある場合、社会福祉充実計画の承認も併せて必要
		○理事会の開催(新役員による)※招集通知の発出は1週間前 ・理事長の選定等(当日承認)
		○理事長等の登記(理事長選定後2週間以内)
6月30日 期限	○資産総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き	

(1) 評議員会

毎会計年度終了後3箇月以内に1回及び適宜開催

(2) 理事会

毎会計年度終了後3箇月以内に1回及び適宜開催

- 9. 監査及び出納調査計画（監事による）
毎会計年度終了後決算時及び適宜実施

- 10. 事業推進委員会
適宜開催

- 11. 苦情対応委員会
3～4回開催

- 12. 入所判定委員会（施設利用者決定委員会）
適宜開催

施設部門計画

1. 目指すべき施設像

施設を取り巻く現状	<p>当施設のエリアの中心部となる松園地区の人口は、65歳以上が約4,300人と高齢化率が24%に達しており、今後更に高齢化が進んでいくことは必至であり、加えて住民の減少と地域コミュニティの担い手不足、近隣との交流の希薄化等様々な課題を抱えているのが現状である。松園地区自治協議会で「地域づくり計画」を策定しており、その中で最も重要視する環境は医療福祉施設であり、充実した医療福祉環境が求められている。</p> <p>同地区は近年新たな特別養護老人ホームも開所し、介護福祉施設が増加傾向にあるが、今後はこれらの施設が共に連携し、当地区の社会資源としての機能を果たし、地域に貢献していくことが重要である。</p>
施設の後目指すべき役割	<p>これからの特別養護老人ホームに求められるのは、「認知症ケア」・「医療的ケア」の充実とともに、個人や個性が尊重される「個別ケア」の実践と考える。今後、団塊の世代が75歳に達する平成37年になれば、こうした傾向は更に顕著になってくると思われる。そのため、ユニットケアを単なる多床室から個室への流れの延長線上で考えるのではなく、入所者個人を一人の生活者と捉え、「自分らしく」暮らすことができるよう支援していくことが重要である。</p> <p>新中期経営計画では、利用者・家族の満足度の向上や事故防止策の強化、感染症への危機管理対策の強化、職員の確保と定着等の課題に引き続き取り組むとともに、「認知症ケア」・「医療的ケア」の充実と高い専門性を発揮できる職員の育成、また介護技術・資格等の専門知識はさることながら、コミュニケーション・接遇力を高めるための研修強化に取り組んでいく。</p> <p>当施設は、開所12年を経過し経年劣化も顕著になっていることから、利用者の安全・安心な生活に欠かせない設備・機具は緊急性の高いものから修繕・整備を行っていく。</p> <p>利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者の尊厳に配慮した良質で安全かつ安心なサービスの提供に努め、「地域の人々に信頼される施設」を目指していく。</p> <p>地震、土砂災害等災害時の避難計画について、盛岡市と避難場所の調整等を行い、施設の実情に応じた計画を改めて策定する。また、避難の際の重</p>

	要書類の持ち出しについて、部署別、重要書類別、担当別等更に具体的かつ明確化したマニュアルを策定し、災害に対する意識を更に高めていくこととする。また、地域との連携及び協力体制を確立すべく、消防署のみならず、地元の盛岡市消防団第十分団との連携を密にし、災害対策への意識を更に高めていくこととする。
--	--

2. 問題解決に向けた取り組み

課 題	経営計画推進体制の確立			
現状認識	日常の業務上の問題への対応に追われ、経営計画の内容が十分に職員に浸透していなかったことと、役割分担や期限の設定が曖昧であったため、チェックや評価等が不十分であった。			
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画が日常的に意識できるよう、毎月のリーダー会議・職員会議にて資料として配布し、職員への意識付けを行う。 ・中期経営計画の振り返り、進捗状況の確認をリーダー会議等で発表し職員に把握させるとともに職員の意見を集約し改善・向上につなげていく。 			
	目標項目	目標値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	リーダー会議・職員会議での進捗状況の確認回数	四半期毎	四半期毎	四半期毎

課 題	利用者・家族の満足度と接遇マナーの向上		
現状認識	利用者及び家族等からの苦情や聞き取り調査結果において、満足度の低い項目もある。特に接遇マナーについては、日々の業務の中で利用者からの要望や意向を聞き取るための取組み、家族からも相談しやすい体制を作ることによって、利用者及び家族の満足度を向上させることが必要である。		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇マナー研修会の実施、自己チェックによる振り返り、ケースに応じた職員への個別指導の徹底により、接遇マナーを向上させる。 ・利用者の尊厳を重視したサービスが浸透するよう、権利擁護に関する研修会を実施する。 ・利用者、家族及びボランティアに満足度に関するアンケートを実施、また、継続して第三者委員による聞き取り調査を実施し、その結果を 		

	<p>踏まえ、要因分析と改善策を全職員に徹底することで満足度の向上に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者家族に対して、カンファレンス・面会時の際に、要望や意向を聞き取る。 ・広報「さくらぎだより」を定期発行し、家族懇談会や制度改正説明会を通して、積極的な情報提供と意見交換を行い、家族とのつながりを強化することで家族が相談しやすい体制を構築する。 		
目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者・家族・ボランティアへのアンケート実施回数	年 1 回	年 2 回	年 2 回
上記アンケート結果による満足度	60%	70%	80%

課 題	地域に根ざした施設運営の推進		
現状認識	<p>地域との積極的な関わりが少ないため、地域住民の施設に対する理解が希薄であるのが現状である。今後、地域住民に施設に対する理解を深めてもらうためには、地域住民との交流会や地域貢献活動等を通し、施設が地域の活動拠点として機能し、地域の福祉ニーズに積極的に対応していくことが必要である。</p>		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地元町内会等地域住民に対して、介護福祉に関する教室、講演会等を開催し地域貢献につなげる。 ・地域のお祭り等の行事に参加し、積極的に交流する。 ・施設行事に地域住民の参加を勧める。 ・災害時や高齢者の搜索等緊急時にも積極的に協力する。 ・岩手県社会福祉協議会ボランティア（市民活動センター）を通じ、ニーズにあった新規ボランティアを確保する。 		
目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域住民向けの介護教室・講演会の開催実施	1 回	2 回	3 回
ボランティアの積極的受入	3 回	4 回	6 回

課 題	施設機能の地域への開放
-----	-------------

現状認識	介護福祉施設への理解や協力を得るためには、地域との関わりは重要である。毎年、夏祭り等施設行事を開催し、地域の方々との交流の場を設けており、またボランティア活動や施設実習等を積極的に受入れているが、施設機能の地域への開放という点では部分的な関わりに留まっている状況である。もっと施設内部を知って頂く取り組みを強化し、その上でハード面・ソフト面の施設機能を選んで活用して頂くよう、ニーズ調査に取り組んでいくことが必要である。		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉ニーズ調査を行い、実施可能なことから優先して取り組む。 ・ボランティア関係機関の活動団体を積極的に活用し地域とのつながりを大切にする。 ・第三者委員会等から施設に提言や提案を求める。 ・ボランティア、町内会、自治会等地域の方々に施設活動への参加を呼びかける企画を立案する。 		
	目標項目	目標値	
		平成 27 年度	平成 28 年度
			平成 29 年度
	地域の福祉ニーズの調査及び取組み	調査実施	検討・実践
			検討・実践

課 題	職員研修の充実と専門性の向上		
現状認識	職員が、勤務体制の事情により、施設内研修に参加できないことが多く、専門性を身に付ける機会が少ない状況にあり、職員間の意思統一も難しいのが現状にある。今後は、勤務体制や研修日程、研修方法を工夫し、職員全員が参加できる体制を整えていくことが必要である。		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に定期的に施設内研修を実施し、勤務体制の状況によっては時間外での開催も検討する。 ・引き続き外部研修に積極的に派遣し、復命研修や他職員に対してOJTを行い、日常業務の中で実践していく。また、OJTでの指導を活性化させ、共に気付きを向上させる取組みを行っていく。 ・施設内研修に、外部講師を積極的に招へいする。 ・職員の資格取得を奨励し、積極的に情報提供する。 		
	目標項目	目標値	
		平成 27 年度	平成 28 年度
			平成 29 年度
	施設内研修の開催回数	5 回	6 回
			6 回

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束廃止、虐待防止について、委員会の活性化を図り、個々のケア場面について検証し、虐待防止と利用者の人権や安全に配慮したケアの改善に取り組む。 ・権利擁護及び高齢者虐待防止等について研修会を通じ、職員一人ひとりが関心を持ち、正しい知識を身に付けることで、尊厳の保持及び利用者本位のケアに向けて介護力、看護力を高める。 ・成年後見制度の家族等への理解を深める取組みを行う。 		
目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体拘束廃止・虐待防止に向けた研修実施	1 回	1 回	1 回
権利擁護研修への派遣	1 名	2 名	2 名

課 題	情報開示・情報提供の充実		
現状認識	<p>様々な形で利用者家族等に情報を発信し、掲示板による感染症の流行等の防止策については徹底している。また、ホームページの更新を定期的に実施しているが、最新の情報をよりわかりやすく提供できるよう、内容を検討していく。</p>		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・広報「さくらぎだより」については、利用者家族等の知りたい情報が発信できるよう、掲載内容を充実させる。 ・施設選定の参考となる上で、ホームページの掲載内容を検討・精査し、定期的に更新を行う。 ・施設パンフレットについても、居宅介護支援事業所と併せて、見やすく・わかりやすく・選定につながるパンフレットにリニューアルするよう検討して、早期に実施する。 		
目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
「さくらぎだより」の定期発行	年 4 回	年 4 回	年 6 回
ホームページの充実	掲載内容の 検討・精査	年 4 回の定 期見直し	年 4 回の定 期見直し

課 題	感染症対策の充実及び徹底			
現状認識	集団感染や食中毒の発生を予防するためには、感染症マニュアルの周知徹底及び研修の更なる強化が必要である。			
取組方針	・感染症対策委員会が主体となり、関連マニュアルの見直しと周知を行い、感染症予防対策や緊急時への備えを講ずる。			
	目標項目	目標値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	感染症予防マニュアルの見直し	随時	随時	随時
	感染症予防研修の実施	6 回	6 回	6 回

課 題	計画的な修繕			
現状認識	施設建設後 11 年を経過し、近年設備等での不具合・修繕が続く状態にある。特に空調設備や厨房機器、給排水設備での経年劣化による基盤や部品交換等の修繕が発生しており、突発的な支出負担が増加し資金繰りにも影響出てくることから、計画的な修繕管理が必要である。			
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕整備する必要がある設備機器等について調査の上、整理し優先順位をつけ、計画的な修繕を行う。 ・設備機器の正しい使用方法を再確認し、異常の早期発見と報告を徹底するため、取扱マニュアルと修繕管理簿を作成する。 ・利用者の行為、又は職員の誤操作等による突発的な修繕については、発生要因の検証と再発防止の検討を徹底し、突発的修繕を抑制する。 			
	目標項目	目標値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設備機器の正しい使用方法の再確認、異常の早期発見と報告の徹底。	故障発生報告書及び管理簿の作成	取扱マニュアルの作成と周知徹底	取扱マニュアルに基づく適切な取扱いの徹底
	突発的修繕の抑制 (上記理由による修繕費、現状約 100 万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕計画表の作成 ・現状より 5%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕計画表の作成 ・現状より 7%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕計画表の作成 ・現状より 10%削減

課 題	諸規程の遵守		
現状認識	就業規則の説明は、新人職員研修や採用時において実施しているが、その他諸規程については、種類も多く全て周知することが難しい現状にある。		

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新人職員研修では、先ず就業規則等身近なところから始め、一度きりの説明とせず、その後は既存の職員と同様に、職員会議やスポット研修により、項目を絞って説明し、全職員が理解できるようにする。 ・諸規程等の内容については、制度改正に伴う見直し改正のほか、施設の実情と現状に沿った内容に随時見直ししていくこととする。 		
目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新人職員研修での説明実施	年 1 回	年 1 回	年 1 回
職員会議又はスポット研修での説明	年 2 回	年 2 回	年 2 回

課 題	利用者の安全管理の徹底		
現状認識	<p>利用者の安全管理に関するマニュアル作成、汚染物処理の実演等感染症に対する予防策は徹底してきているが、随時見直しが必要である。</p> <p>利用者の健康診断、定期採血、職員の情報による健康状態の把握は出来ている。また、施設内研修や申し送り時に疾患に関わる症状、予測できる内容について伝達しているものの、更に他職種と迅速で的確な情報を共有していくためには、記録簿や報告書等の回覧方法のルール作りも重要である。</p> <p>「医療的ケア」に参加した介護職員に実地研修で、「喀痰吸引」、「経管栄養」の必要性、手技を指導しており、今後も継続を要する。</p>		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防、急変時のマニュアルを見直しの上、再作成し、感染予防、事故対策に努める。 ・協力病院や他職種と連携を図り、利用者の状態を把握し、体調不良を早期発見し、迅速な対応を行い、重症化を防止する。 ・職員へ施設内研修等により、医学的知識を提供し、利用者の体調不良等の異常について早期に発見する。 ・「医療的ケア」に参加することで、介護職員が技術・知識を習得し、利用者の安全を確保する。 ・利用者家族と情報を共有・提供し、利用者の健康を維持し信頼関係を構築する。 		
目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設内研修の実施・マニュアルの作成	内容検討 作成	内容の見直し 作成	内容の見直し 作成
「医療的ケア」研修の参加	職員参加	職員参加	職員参加

課 題	快適な食生活を送れるよう支援する			
現状認識	<p>日本人の食事摂取基準の改正により、平成27年4月より食塩の1日の摂取量が男性8.0g未満、女性7.0g未満に改正（現行男性9.0g、女性7.5g）となったため、食事提供について調整方法を変更し実施中。</p> <p>刻み食の対象利用者から、普通食を刻み食とするために、食材が分りづらいとの意見があり、調理方法や盛り付け等に工夫が必要である。</p> <p>厨房内の職員間で、技術及び知識、仕事に対する意識の高さに乖離がある。</p> <p>施設組織としての情報共有方法について、再度見直す必要がある。</p>			
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養並びに心身の状況を考慮した栄養マネジメントの実施。 ・栄養ケア計画に基づき、栄養面、嗜好面、季節感を考慮したメニューを作成する。また、日々可能な限りユニットを回り、利用者より食事に対する意見を聴取の上、記録し改善につなげる。 ・食事摂取基準改正後の食塩量に抑制するため、盛付器具の統一と献立の見直し、盛付等によるバラつきをなくす。 ・刻み食、ゼリー食については、利用者の意見の他、介護職員の意見も取り込みながら盛付等を工夫する。（行事食や楽しみとしての取組みについても同様に実施） ・食中毒や感染症予防については、職員の意識レベルを向上させるため、日常的な注意喚起と衛生管理を徹底する。 ・栄養ケア計画含む利用者情報及び報告について、組織配置に則って改めてルール作りし情報共有化を徹底する。 			
	目標項目	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	食事の減塩対策（1日あたり7g未満）	盛付器具の統一・献立の見直し	献立の見直し・検討	献立の見直し・検討
	情報共有・記録簿に関するルール作り	ルール策定・実施	記録簿の見直し	左記の見直し・実施

課 題	施設利用者の身体機能低下予防と介護予防活動の活発化
	<p>機能訓練実施プランの定期的な見直しと評価を行い、施設利用者の細やかなADLを把握し、個別性のある機能訓練を実施している。また、他職種とのカンファレンスの実施、機能訓練実施プランと評価の回付により、情報共有しながら機能訓練を行った。しかしながら、介護予防活</p>

現状認識	<p>動においての評価及び見直しは行われていないのが現状である。また、利用者が、主体的に介護予防活動への取組み、参加できる体制が不十分である。</p> <p>機能訓練、介護予防活動ともに個々の利用者により、実施回数が大きく異なるため、全ての利用者に実施・参加出来る体制を構築することが必要である。</p>			
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・個別実施計画に基づいた機能訓練の実施と定期的な評価と見直し ・カンファレンスや実施プラン等利用者情報及び報告について、組織配置に則って改めてルールを作り、情報共有化を徹底する。 ・他職種の協力を得ることで介護予防活動の強化を図る。(季節を感じられる各種アクティビティ、映画上映会の実施、グループ体操、さくらぎコーラス、健康講座、栄養教室のほか、希望利用者に対しては臨床美術、フラワーアレンジメントを定期的実施) 定期的な評価と見直しを実施する。 ・現状の機能訓練実施体制を見直すことで、利用者満足度の高い機能訓練、介護予防活動を提供していく。 			
目標項目	目標値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練実施プラン ・介護予防活動 	定期的な評価 と見直し実施	3 ヶ月毎	3 ヶ月毎	3 ヶ月毎
<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練実施プラン ・介護予防活動 	実施・参加 回数	1 ヶ月 1 回 以上	1 ヶ月 2 回 以上	1 ヶ月 2 回 以上

3. 施設稼働率の向上

課 題	利用稼働率の維持・向上				
現状認識	<p>近年の施設入所の稼働率は98%程度を維持してきているが、入院者の増加により、稼働率が落ち込んだ年度もあった。利用者の入院を少なくするためにも、看取り介護の実施、利用者の健康管理の充実、事故件数の解消に取り組むとともに、短期入所との一体的な取組みにより、空床利用も含め、利用率の向上に努めることが重要である。短期入所については、一時短期入所の受入を断った時期があったが、現在は関係機関、他事業所との連携を密にし、情報交換することで改善してきているが、利用したいときのタイミングもあり、積極的な利用にはつながりにくいのが実態である。</p>				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラグの少ない施設入所を行うため、入所判定委員会で入所順位を決定しているが、入所の段階で断られるケースもあるため、申込待機者リストの更新を常に行い、待機者の動向調査を行う等管理を更に強化する。 ・感染症対策と事故防止の徹底、特に冬場のインフルエンザ等感染症は、利用稼働率に大きく影響するため、引続き職員に対する予防接種や感染予防対策に関する知識の習得に取り組む。 ・長期入院者については、家族・協力病院と連携し、空床期間をできる限り短縮する。また、入院中の空床ベッドを有効利用し、短期入所の利用率アップにつなげる。 ・生活相談員と居宅介護事業所との連携を密にし、空床を埋めるとともに継続利用につなげる。 				
指 標 (稼働率)	平成 25 年度 実 績	平成 26 年度 実 績 (26/4~27/1)	目 標 値		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所	98.8%	96.2%	98%	99%	100%

4. 各種委員会開催計画

別紙参照

5. 年間研修計画

別紙参照

6. 行事計画

別紙参照

(予防) 短期入所生活介護事業所計画

1. 基本方針ならびに重点目標

基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が住み慣れた地域で、安全かつ安心して生活できるよう、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったきめ細やかなサービスの提供に努める。 ・介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、利用者や家族が必要とする介護サービス及び自立支援につながるができるサービスを適切・適時に提供していく。 ・介護支援専門員や生活相談員、介護事業者、医療機関はもとより、自治会や民生委員等地域関係者との情報の共有化を推進し、利用者や家族が快適に過ごせる生活環境の整備に注力していく。 <p style="text-align: center;">以上を基本方針と定めて取組んでいく。</p>
重 点 目 標	<p>ア. 定期利用の推進及び新規利用者の確保（稼働率の向上）</p> <p>介護者の介護負担を軽減することを目的に、既存利用者については、適切な計画に基づき、定期利用回数の増加を推進するとともに居宅介護事業所との連携を更に密にし、新規利用者の確保に努める。また、近隣地区の居宅事業所との連携も強化し、情報提供を積極的に行い、空床臨時利用者を開拓していくことで稼働率を高める。</p> <p>イ. 利用者の立場に立った介護サービスの提供</p> <p>外部研修への派遣や施設内研修や勉強会を通じ、認知症ケアや接遇マナーの向上に努め、利用者本位の質の高いサービスを提供できるよう人員配置の見直しも検討し、人的体制の強化を図る。</p> <p>ウ. 残存機能の維持・向上を図る。</p> <p>利用者がいつまでも自宅で生活することができるよう、自立支援につながる介護サービスを適切に提供するとともに、生活環境を整えることで運動機能低下による事故防止に努める。</p> <p>エ. 地域関係機関との情報の共有及び連携の強化</p> <p>介護支援専門員や生活相談員、介護サービス事業所、医療機関をはじめ、地域関係者と密に連携を図り、情報の共有化を推進することで利用者が安心して生活できる環境整備につなげる。</p>

2. 研修計画

施設の内容と同様

3. 年間行事計画

施設の内容と同様

4. 利用稼働率の向上

指 標 (稼働率)	平成25年度 実 績	平成26年度 実 績 (26/4~27/1)	目 標 値		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	68.3%	77.5%	85%	90%	95%

居宅介護支援事業所計画

1. 基本方針並びに重点目標

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で、安全かつ安心して暮らしていけるように、リスクマネジメントに着目したケアマネジメントを実施し、在宅生活の継続を支援していく。 ・認知症高齢者への支援のため、専門知識の習熟に努める。 ・介護予防推進にも尽力し、地域に信頼される事業所を目指す。 ・短期入所との連携を十分に行い、常に安定した収支構造を確保し、利用者の安定維持に取組み、収支バランスの向上を目指す。 <p style="text-align: center;">以上を基本方針と定めて取組んでいく。</p>
重点目標	<p>ア. 危機管理に着目したケアマネジメントの実施 利用者の日常生活上の危機管理に着目し、必要に応じて関係機関と連携、協働を行い利用者の安全を確保する。</p> <p>イ. 地域への貢献度の向上 介護予防推進の観点から、自主的活動の支援を行っていく。また、地域の行事等にも積極的に参加し、地域住民と交流を図り、地域に根ざした事業所を目指す。</p> <p>ウ. 職員の資質向上を目指す 多様化する介護保険制度に円滑に対応できるよう、各種研修会に積極的に参加し、知識の習得に励むとともに自己啓発意欲を高め、ケアマネジメント力の向上に努める。</p> <p>エ. 収支バランスの向上 各事業所及び担当地域包括センターへの定期訪問等により連携を強化し、新規先を確保することで、顧客件数の増強を図り、収支不均衡からの脱却を目指す。</p>

2. 研修計画

施設の内容と同様

3. 年間行事計画

施設の内容と同様

4. 利用稼働率の向上

指 標 (稼働率)	平成 25 年度 実 績	平成 26 年度 実 績 (26/4~27/1)	目 標 値		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護計 画作成件数	29 件	26 件	35 件	35 件	35 件

グループホームさくらぎ事業計画

施設 の 運 営 方 針	<p><運営方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭的な環境と地域住民と交流の下、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活の支援、機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援を行う。 2. 利用者の身体的、精神的状況の把握に努めるとともに状態に応じ医療機関と連携し適切な対応を行う。 3. 社会福祉法人の運営に関する情報を適正に開示する。 4. 事業連携として、市町村、バックアップ施設の特養さくらぎの里や協力医療機関に加え、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、日本認知症グループホーム協会、利用者家族等地域の社会資源やマンパワー等と連携・協力体制強化を図っていく。 <p><行動指針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民と共生できるグループホームを目指す。 2. 法令を遵守し虐待防止に努める。 3. 個人情報保護を徹底する。 4. 身体拘束の廃止に取り組む。 5. 要望、苦情に対し速やかに対応する。 6. 利用者の趣味・嗜好・生活・記憶の歴史、背景を大切にする。 7. 安全・快適・清潔な環境の整備に努める。 8. 研修に積極的に参加し、知識・技術の向上に努める。 9. 「福祉サービス第三者評価」を継続受診し施設並びに介護の質の向上に努める。 10. 福祉体験・実習・ボランティアの積極的な受入れを行い介護員育成に協力する。 11. 運営推進会議を活用し運営上の課題等について協議し改善に努める。 12. 防災対策に取り組み、利用者保護に努める。 13. 労務管理に努め適正な職員管理を行う。 14. 情報開示については施設内、広報紙、ホームページを通じ開示する。
入 所 者 の	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食事について グループホーム職員、入所者がメニュー作成、調理をするだけでなく既存の特別養護老人ホームの管理栄養士及び調理員からの指導・提案によるメニューを作成し調理指導・補助を行うことで、食事の質を究める。 2. 入浴・排泄・リハビリ・家族との交流について

<p>処 遇 方 針</p>	<p>(1) 重度者に対応できる入浴設備を設置し、どのような状態でも入浴を可能とし清潔を保ち、人間としての尊厳を保持できるよう支援する。</p> <p>(2) 排泄の自立支援、尊厳の保持に努める。</p> <p>(3) 可能な限りトイレでの排泄を誘導し、オムツ等の使用になった場合でも誘導、声掛けによりトイレでの排泄を優先させるように促す。オムツ交換、入浴介助では極力同姓介護を基本とし、羞恥心を与えないようプライバシー保護に重点をおき、個人の尊厳の保持に努める。</p> <p>(4) 家族との交流について、施設行事には事前に文書等で家族へ連絡し共に楽しみを共有できるようにし、会報・ホームページ等で様子を報告する。</p> <p>(5) 趣味・外出活動を通じた生活リハビリで身体機能の維持向上につなげていく。</p> <p>3. 重度者に対する支援について</p> <p>(1) 障害のある方に対応できるベッド、車椅子、トイレ、ナースコール等の不足、故障による不具合がないよう定期チェックし管理徹底する。</p> <p>(2) 可能な限りグループホームで対応し、主治医・協力医療機関との連携によりスムーズな受診・入院治療を行い、既存の特別養護老人ホームさくらぎの里との連携による入所対応を行っていく。</p> <p>(3) 喀痰吸引の研修の受講を推進し、吸引・胃ろうの利用者に対応できる職員を配置する。</p>
<p>事 業 運 営 の 適 正 化</p>	<p><運営推進会議の開催></p> <p>1. 運営推進会議を開催し、事業の運営状況の把握のほか、利用者の日常生活等活動状況の把握、事業に対する提言、事業に対する評価のため、2か月に1回の会議を開催する。</p> <p>2. 特別養護老人ホームさくらぎの里の苦情対応委員会と併せて開催し、特養の苦情対応委員からの意見等も聴取し改善につなげていく。現状どおり要望・苦情の窓口を一本化し、情報が散乱しない体制とすることで申立者が不利益な扱いを受けないよう保護する。又、情報を共有した対応を協議した上で速やかに利用者等への回答及び改善を図り、職員に周知徹底していく方針。</p>
<p>職 員 の 定 着</p>	<p>1. 職員の処遇について、</p> <p>(1) 施設長が定期及び随時に個別面談を行い職員個々の意見、要望を聞き、業務に反映させる。</p> <p>(2) 既存施設と同様に非正規職員から正規職員への登用制度を導入する。</p> <p>(3) 年次休暇の利用促進により、職員の心身の休養、リフレッシュとなるよう配慮する。</p> <p>(4) 冠婚葬祭、配偶者の出産等における特別休暇の取得、育児休業、育児</p>

支 援	<p>短時間勤務、介護休業、介護短時間勤務等の規程を浸透させ、職員が制度を利用しやすいよう配慮する。勤務表作成時に希望の休日を取り入れ、旅行や子供の学校行事等に参加できるよう配慮する。</p> <p>(5) 歓迎会、忘年会等を開催し職員間の親睦を深める。</p> <p>(6) 新卒者に対し先輩職員を指導者とし、定期評価を行いながら指導した後も様々な相談役としてフォローする。</p> <p>(7) 資格取得や自己啓発の支援を行う。</p> <p>(8) 福祉医療機構の退職金共済への継続加入。</p> <p>2. 認知症実践者研修修了者、リーダー研修修了者が主体となり、認知症入所者の対応に見識の相違が出ないように施設内研修を行い、その際には研修終了者のみならず、認知症介護のベテランの介護職員を専属の指導者とし定期評価を行い介護技術の指導だけでなく様々な相談役として対応していく。</p>
地 域 住 民 と の 交 流 等 の 取 組 み	<p>1. 地元町内会等の夏祭り、敬老会等各種地域行事へ参加し地域住民と関わることにより交流を深める。</p> <p>2. 近隣の高松憩いの家で行われている高齢者の同好会・サークル活動等に参加し日常から地域住民と交流を深める。</p> <p>3. 地域ボランティアの積極的受入れを行う。</p> <p>4. 災害時の福祉避難所として開放し、救助物資の提供、協力をを行う。</p> <p>5. 地域における介護、認知症への支援を行う。</p> <p>6. 施設行事には事前に文書等で家族へ連絡し、共に楽しみを共有できるようにするとともに会報、ホームページ等でお知らせする。また、町内会等へは回覧板等で周知及び高松老人憩いの家等にポスター掲示し行事等への参加を募る。</p> <p>7. 周辺には文教施設が集積しており、1km圏内に8カ所の施設があり、体験学習・ボランティア・慰問等で世代間交流を図る。</p>
協 力 医 療 機 関	<p><医療機関との連携体制についての取組み></p> <p>協力医療機関として内丸病院、歯科協力医院として小笠原歯科医院と契約しており、引き続き利用者の健康管理及び緊急時の対応、休日・夜間においても受入できる早急な対応を確立していく。医療機関との医療連携を保持することで入所者の健康管理が良好に保たれるよう配慮していく。</p>

施設独自の取組として	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「第三者評価」の受審により、利用者により良い環境を提供していく。 2. 既存の特別養護老人ホームとの連携により各種行事、研修等を共同開催し、感染対策・事故対策等各委員会での情報共有を行うことで、より有機的に活用可能となり、利用者が安全かつ快適な生活が送れるようグループホーム及び法人全体で支援していく。 1. 利用者の健康管理及び緊急時の対応など特別擁護老人ホームと同様に健康管理を行っていく。 2. 特養と同様に、小中高生だけに限らず専門学校、大学、その他介護員養成機関からの受入れ要請について、就業支援における事前見学や体験学習、職場実習を積極的に受入れ、介護職員の育成に注力しており、介護人材の育成に注力していく。 3. 地元町内会等の地域行事へ参加し地域との交流を図っていく。引き続き町内会の一員として、災害時における福祉避難所としての受入れ、救援物資の搬送の手伝い、職員派遣等を行っていく。 4. 職員の交流についても、町内会の一員として、清掃活動や地域の季節行事等に参加する事によりグループホームへの理解を深め地元に着した施設として受入れてもらえるよう活動していく。 5. 老人クラブ、町内会、子ども会等の意見・希望等を聞き、介護職員等による近隣者が気軽に相談できる少数制の介護教室等の随時開催していく。
災害対策について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害への対策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別養護老人ホームさくらぎの里同様に非常災害対策を行う。消防署の他、地元消防団（第十分団）の協力を得て、定期的に非常災害訓練を地域住民と共同で行うとともに、地域の防災訓練にも参加する。 (2) 施設が被災したときは、徒歩1分程にある盛岡市の指定避難場所の「高松老人憩いの家」への避難とする。「高松老人憩いの家」が利用できない時は施設から1km圏内に10ヵ所ある指定避難場所への避難を検討し、既存の特別養護老人ホームさくらぎの里にて受入れ、利用者を施設職員と協力しながら避難させ利用者保護に努める。 (3) 日常から非常食・飲料水・発電機等災害備蓄品を利用者、職員等の人数分を合わせた5日分を常備、非常時には福祉避難所として開放し被災者を受入れ、必要物資の提供を行い、利用者・被災者保護に努める。

平成29年度 部門別事業計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議	リーダー会議
	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議
	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議	給食会議
	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス	ケアカンファレンス
	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議	担当者会議
	第三者評価改善	第三者評価改善	第三者評価改善	第三者評価改善	第三者評価改善	第三者評価改善	第三者評価改善予定			第三者評価改善	第三者評価改善	第三者評価改善
委員会	入所判定委員会	適宜開催										
	研修委員会	適宜開催										
	苦情対応委員会	適宜開催										
	広報委員会	適宜開催	広報発行			広報発行			広報発行		広報発行	
	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会	安全委員会
	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会	事故対策委員会
	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会	身体拘束委員会
	感染症対策委員会			感染症対策委員会			感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会
	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会	衛生管理委員会
研修	〈施設内〉 新人職員研修	以降、年度初に研修委員会にて決定										
	〈施設外〉 中央ブロック役員会ほか	介護保険施設集 団指導研修ほか	給食従事者研修 ユニットケア研 究会ほか	医療的ケア研修 認知症実践リー ダー研修会ほか	医療的ケア研修 認知症介護実践 者研修ほか	医療的ケア研修 虐待防止研修 労働環境改善ほか	医療的ケア研修 介護福祉士研修 新任職員研修ほか	介護予防研修 リスクマネジメ ント研修ほか	経営セミナー カントリーミー ティングほか	高齢協職員研究会 社会福祉法人経営 セミナーほか	施設調理従事者研 修、権利擁護看護 実務研修ほか	県社協、経営協 總會ほか
環境整備	衛生害虫防除 グリストラップ洗浄		衛生害虫防除 貯水槽清掃	飲料水水質調査 グリストラップ洗浄	衛生害虫防除 グリストラップ洗浄	グリストラップ洗浄	衛生害虫防除	浄化槽清掃 グリストラップ洗浄	衛生害虫防除		衛生害虫防除 グリストラップ洗浄	WAX清掃
	防災		避難訓練						避難訓練			
管理・点検	・汚水処理点検 ・エレベーター 遠隔点検	・エレベーター 遠隔点検、定期 検査 ・業務用冷凍冷 蔵庫、食器洗浄 機保守 ・電気設備点検 ・浴槽水質検査	・自動ドア保守 ・汚水処理点検 ・エレベーター 遠隔点検	・汚水処理点検 ・エレベーター 遠隔点検 ・GHP保守 ・電気設備点検	・汚水処理点検 ・エレベーター 遠隔点検	・エレベーター 遠隔点検 ・電気設備年次 点検 ・業務用冷凍冷 蔵庫、食器洗浄 機保守 ・電解水生成装 置、軟水機保守	・汚水処理点検 ・エレベーター 遠隔点検	・エレベーター 遠隔点検 ・冷凍庫点検 ・電気設備点検	・汚水処理点検 ・エレベーター 遠隔点検 ・自動ドア保守	・エレベーター 遠隔点検	・エレベーター 遠隔点検	・エレベーター 遠隔点検
	その他	各種実習生受入 ボランティア受入	各種実習生受入 ボランティア受入 職員健康診断	各種実習生受入 ボランティア受入 松園夏祭り参加	各種実習生受入 ボランティア受入	各種実習生受入 ボランティア受入	各種実習生受入 ボランティア受入	各種実習生受入 ボランティア受入	各種実習生受入 ボランティア受入 職員健康診断	各種実習生受入 ボランティア受入 松園新年交歓会参加	各種実習生受入 ボランティア受入	各種実習生受入 ボランティア受入

平成29年度 年間行事予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設行事			・チャグチャグ馬っこ	・夏祭り <22日(土)>		・敬老会 <9日(土)>		・介護フェア <11日(土)>	・クリスマス会 <16日(土)>			・利用者家族交流会 <10日(土)>
ユニット行事	年度初にユニット毎に行事内容決定 (随時開催)	→										
その他行事	・ギターボラン ティア ・フラワーアレンジメント ・臨床美術 ・グループ体操 ・お花見 ・各種イベント 随時開催	→										
		・アサガオ種 植え ・馬ッコパーク 見学	・北の街の懐 メロ	・七夕 ・さんさ踊り 練習会	・映画上映会	・さくらぎ コーラス発表会 (敬老会)	・映画上映会	・北の街の懐 メロ	・紅白歌合戦 ・さくらぎ コーラス発表会 (クリスマス会)	・書初め大会		・のど自慢大会 ・映画上映会
食事		・こどもの日		・七夕 ・土用丑の日		・敬老会料理		・寿司の日	・クリスマス料理 ・大晦日(年越しそば)	・正月料理 ・七草粥	・節分	・ひな祭り

平成29年度グループホームさくらぎ行事等計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設行事	・お花見	・こどもの日	・チャグチャグ馬っこ ※特養合同 ・ハイキング ・家族交流会(ユニットつばき)	・夏祭り <22日(土)> ※特養合同	・盆踊り ・高松の池花火大会	・敬老会	・ミニ運動会 ・紅葉狩り	・介護フェア <11日(土)> ※特養合同 ・ハロウィン ・家族交流会(ユニットばたん)	・クリスマス会 ・紅白歌合戦	・新年会(鏡開き)	・節分 ・バレンタインデー	・桃の節句
諸会議	運営推進会議		運営推進会議		運営推進会議		運営推進会議		運営推進会議		運営推進会議	
その他行事	・臨床美術 ・各種イベント(随時開催) ・町内会行事(随時参加) ・利用者誕生会			・七夕 ・さんさ踊り練習会	・映画上映会	・さくらぎコーラス発表会(敬老会)	・映画上映会		・紅白歌合戦 ・さくらぎコーラス発表会(クリスマス会)	・書初め大会	・節分	・映画上映会 ・ひな祭り
防災関連			・避難訓練						・避難訓練			
食事		・こどもの日		・七夕 ・土用丑の日		・敬老会料理		・寿司の日	・クリスマス料理 ・大晦日(年越しそば)	・正月料理 ・七草粥	・節分	・ひな祭り